

## 第二種電気工事士免状交付申請について

### 1. 申請場所

- 石川県電気工事工業組合 金沢本部  
金沢市新保本4-65-22 (〒921-8062)  
TEL (076) 269-7880 FAX (076) 269-7881
- 石川県電気工事工業組合 能登本部  
七尾市寿町112-3 (〒926-0861)  
TEL (0767) 53-0222 FAX (0767) 53-8084
- 石川県電気工事工業組合 加南本部  
小松市向本折町ネ88 (〒923-0961)  
TEL (0761) 22-6244 FAX (0761) 24-6316

### 2. 申請要件 石川県内に住民登録をしていて、下記(1),(2)のいずれかを満たす方

- (1) 第二種電気工事士試験に合格している
- (2) 第二種電気工事士指定養成施設修了者

### 3. 必要書類等

- (1) 電気工事士免状交付申請書
- (2) 手数料 石川県証紙5, 300円  
※石川県証紙は、証紙売りさばき人一覧にて販売しています。
- (3) 写真1枚 縦4cm, 横3cm (無背景、無帽) で、6ヶ月以内に撮影されたもの。  
写真の裏には氏名を記入してください。

#### < 注意点 >

- 外光/蛍光灯など明るい場所で撮影してください。
- 顔の上下左右に十分な余白を設けて、正面から撮影してください。
- 暗い写真、明るすぎる写真、余白のない写真などカード化に適さない場合、再度提出いただくこともあり得ますので、ご注意ください。
- 印画紙などの写真用紙での提出をお願いいたします。

#### (4) 資格を証明する書類

- ① 第二種電気工事士試験に合格している方  
試験結果通知書 (原本、(一財) 電気技術者試験センターから送付)
- ② 養成施設を修了した方  
第二種電気工事士養成施設修了証明書 (原本)

※住民票の写しは必要な場合がありますので、窓口にてご確認ください。

### 4. その他の注意事項

本人又は代理人が、窓口または郵送にて申請してください。

### 5. 電気工事業の開業を考えている方へ

免状を取得しただけでは、電気工事の事業は出来ません。(下請けも含む)

電気工事業法に基づいて、電気工事業者の登録等が必要です。

詳しくは、[石川県危機管理部消防保安課](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/shoubou/shinsei/index.html) (TEL076-225-1481)

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/shoubou/shinsei/index.html>)

# 電気工事士免状交付申請書

年 月 日

石川 県 知 事 殿

運転免許証や住民票等に記載された現在の住所地を記載すること

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日生  
(連絡先 TEL )

電気工事士法第4条第2項の規定により第二種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

◎電気工事士免状を  
受ける資格

- ~~1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する~~
- 2 第二種電気工事士試験合格
- 3 養成施設修了
- ~~4 認定~~

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

証紙

手数料貼付欄  
(石川県証紙)

←貼り付け例

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。